

# 川崎市聴覚障害児支援連絡調整会議運営等要綱

(6川健障計第656号健康福祉局長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴覚障害児及びその家族に対し、早期から必要な支援を切れ目なく提供することを目的とし、保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関による支援内容の共有、支援に当たっての連絡調整並びに連携した取組の効果的な実施等につなげるため、「川崎市聴覚障害児支援連絡調整会議（以下「調整会議」という。）」の設置、運営に関して必要な事項を定める。

(連絡調整事項)

第2条 調整会議における連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 聴覚障害児支援の現状と課題の整理・情報共有に関すること。
- (2) 聴覚障害児支援における関係機関の連携・調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 調整会議の委員は、別表1及び別表2に掲げる者に就任を依頼する。

(会議)

第4条 調整会議は、別表第1に掲げる者のうち、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長〔地域療育〕（以下「地域療育担当課長」という。）が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 別表第1に掲げる者のうち、出席が困難な者がいる場合は、代理の者の出席を可能とする。

(関係者の出席)

第5条 地域療育担当課長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その

説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課において処理する。ただし、その業務の一部又は全部を委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

No.	市職員
1	健康福祉局 障害保健福祉部障害計画課 担当課長〔地域療育〕
2	こども未来局 保育・子育て推進部 担当課長〔運営支援・人材育成〕
3	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 担当課長〔母子保健〕
4	教育委員会事務局 川崎市立聾学校 校長
5	教育委員会事務局 総合教育センター特別支援教育センター 室長
6	教育委員会事務局 学校教育部支援教育課支援学校 担当課長

別表第2（第3条関係）

No.	各種関係団体等を代表する者
1	聖マリアンナ医科大学病院 【役職】
2	関東労災病院 【役職】
3	川崎市医師会 【役職】
4	特定非営利活動法人川崎市ろう者協会 【役職】
5	療育センター 保護者代表
6	川崎市立聾学校 保護者代表
7	中央療育センター 所長
8	横浜国立大学 【役職】
9	ライシャワー学園 【役職】
10	川崎市聴覚障害者情報文化センター 施設長